

第 27 回総会 令和元年 8 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、8 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

先ず、お詫びとお願いであります。先月の議案第 160 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についての第 4 項、譲受人：兵庫県神戸市の〇〇、譲渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番 2 他 5 筆で三財地区の〇〇集落で〇〇の東側の農地です。登記・宅地、畑、田、現況・田、面積 2,319.51 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 324 枚については全員賛成ということでご承認いただきましたが、大字加勢字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 257 m²が 1 筆洩れていました。本来でありますと再度皆様から承認をいただかねばならないところでありますが、県への報告はこの 1 筆を含めて進達いたしました。ご了解をいただきますようお願いしたいのですが、ご了解をいただきますか。(全員から了解の声あり)

次に公共工事に伴う農地の一時使用について 1 件の提出がありましたのでご報告いたします。番号 1 です。土地の所在：大字下三財字〇〇番、地目・田、面積 268 m²、うち使用面積 50 m²、所有者の住所・氏名：大字藤田〇〇番地、〇〇、相続人代表、大字下三財〇〇番地、〇〇、借人の住所・氏名：大字山田〇〇番地、〇〇、発注者：宮崎県西都土木事務所、工事名：八双田川伐採・河川掘削工事第 2 工区、使用目的：現場事務所設営地、使用期間：令和元年 9 月 10 日から令和元年 12 月 26 日までとなっています。場所は八双田橋から西に約 400m 行った農地になります。地元委員の〇〇委員にも確認いただいております。

次に令和元年 8 月 5 日～6 日にかけての台風 8 号においては、委員の皆様も相当の被害を受けられ、復旧にご苦労されたことと思います。本当にご苦労様でした。その時

の被害状況について農業技術委員会で調査しました結果をご報告いたします。作物ではにがうりが 25ha で 21,146 千円、オクラが 12ha で 1,845 千円の被害をはじめ合計 49.58ha で 26,705 千円の被害額であります。飼料作物では、とうもろこしが 5.65ha で 1,554 千円、施設ではビニールハウスの倒壊、半倒壊が 17 件で 21,000 千円、ビニールハウスの資材一部破損が 80 件で 6,418 千円、トンネルの資材破損が 80 件で 2,000 千円の被害ほか合計 200 件で 42,744 千円の被害額であります。農業用機械では畜産消毒ゲートほか 3 件で 1,750 千円、被害額合計が 72,753 千円と把握しているということがあります。以上であります。今月は、相続届 5 件、使用貸借合意解約 5 件、賃貸借合意解約 12 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和元年度第 27 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、2 番〇〇委員が欠席であります。本日の議案件数ではありますが、4 件を提案しております。

議長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。3 番〇〇委員、17 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 166 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 166 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：その他 3 件、田 157 m²、畑 2,085 m²、計 2,242 m²です。合計 3 件、田 157 m²、畑 2,085 m²、計 2,242 m²です。

先ず 1 項を説明します。譲受人：銀鏡の〇〇、譲渡人：銀鏡の〇〇、申請地：大字銀鏡字〇〇番 1 他 1 筆、登記・田、現況・宅地、面積 157 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：賃貸借の設定、主な施設の内容：山の駅用地で始末書が添付されています。

次に2項を説明します。譲受人：東京都港区の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番2、登記・現況とも畑、面積1,362㎡、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル360枚です。

次に3項を説明します。譲受人：宮崎市平和が丘の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・畑、現況・宅地、面積723㎡、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：自動車整備工場用地で始末書が添付されています。

議長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

11番 今回は26番〇〇委員と私（11番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る8月20日午前8時30分より事務局より椎原局長補佐と兒玉主幹同行のもと、農地法第5条3件の調査をいたしました。順次報告しますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

1項を説明します。申請地は東米良地区の〇〇集落であります。県道西都・南郷線沿いの〇〇集落入り口の山の駅用地です。今回の申請理由であります、平成23年に地区内の商店が閉店した機会に地区民で商店を開設するため、譲受人の〇〇さんが、譲渡人の〇〇さんから賃借権の設定を受け運営を開始しました。しかし諸事情により現在は〇〇に運営を引き継ぐ形で現在の山の駅を建設しましたもので、許可を得てないことが判明したため始末書を添付して是正しようと申請されたものであります。現地の状況は、東側は河川、西側は県道、南側は林道敷地、北側は宅地であります。雨水は自然浸透です。生活排水は合併浄化槽で処理した後敷地横の排水施設に流出します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模の農地の集団であり第2種農地」となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

26 番 2項について報告します。申請地は穂北地区の〇〇集落で〇〇から〇〇方面へ150m

進み更に南に80m行った集落内の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して安全で安心な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいということでもあります。現地の状況は、東側は宅地、西側は農地、南側は農地、北側は農地であります。雨水対策としては、基本的には砂利を100mm敷き集水桝並びに畝を設置して敷地内で自然浸透処理するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模の農地の集団であり第2種農地」であり調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 3項について報告します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。県道荒武・新富線沿いの〇〇停留所から南に約100m進み更に東に約100m行った集落内の農地です。今回の申請理由であります、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから所有権移転を受け平成28年2月に既設の自動車整備工場が手狭になったため新たに工場を建設したのですが、許可を得てないことが判明したため始末書を添付して是正しようと申請されたものであります。現地の状況は、東側は宅地、西側は宅地、南側は市道、北側は農地であります。雨水は自然浸透です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模の農地の集団であり第2種農地」となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 167 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 167 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：
売買 1 件、畑 847 m²、計 847 m²、贈与 2 件、田 15,816 m²、畑 803 m²、計 16,619 m²、
合計 3 件、田 15,816 m²、畑 1,650 m²、計 17,466 m²です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並び
に耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力
を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容
が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、特別な
事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

局長 1 項について説明いたします。譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、
申請地：大字黒生野字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 5,084 m²、権利の内
容：所有権移転の部分贈与です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 1 項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇の農地です。今回の申請
理由は、高齢になった〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継による部分贈与であ
ります。〇〇さんは水稻を 13,826 m²、ピーマンを 4,000 m²、南瓜を 517 m²、作付けさ
れています。申請地に水稻を作付けされるとのことです。農機具はトラクター
2 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、軽トラ 1 台等農業に必要な機械は一式揃ってお

り問題ありません。また、〇〇さんは農業者年金受給者協議会の役員もされて加入推進にも積極的に取り組んでおられます。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2項の説明をお願いします。

局 長 2項について説明いたします。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1他8筆、登記・現況とも田、畑、面積11,535㎡、権利の内容：所有権移転の一括増与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12 番 2項について報告します。今回の申請地は、三納地区の〇〇の農地です。今回の申請理由は、高齢になった〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継による一括贈与であります。〇〇さんは水稻を10,000㎡、ピーマンを9,981㎡、甘藷を803㎡作付けされています。申請地には水稻、ピーマン、甘藷を作付けされるとのことです。後継者も帰省して農業を継がれるように聞いています。農機具はトラクター3台、動噴1台、軽トラ1台は所有し、田植機1台、コンバイン1台はリースで確保される等

農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3項の説明をお願いします。

局 長 3項について説明いたします。譲受人：加勢の〇〇、譲渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他4筆、登記・現況とも畑、面積847㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 3項について報告します。今回の申請地は〇〇から東に約200m進み更に南に100m進んだ〇〇集落の真ん中にある農地であります。今回の申請は、高齢化により規模縮小を考えている譲渡人の〇〇さんから、譲受人である繁殖中心の専業農家の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水稻を約17,604㎡、飼料作物を26,880㎡作付けされており、申請地には飼料作物を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラ1台、トラック1台、反転機、ラップマシーン等農業に必要な

機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第168号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第168号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田5,155㎡、畑5,828㎡、合計4件、面積10,983㎡です。

次に項目毎に説明します。

1項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他2筆、登記・田、現況・畑、田、面積3,114㎡です。

2項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番23他1筆、登記・現況とも畑、面積5,828㎡です。

3項 譲受人：清水の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況とも田、面積1,001㎡です。

4項 譲受人：清水の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・

現況とも田、面積 1,040 m²です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については9月を予定しております。

議 長 説明がありました1項から4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第169号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第169号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)、一覧表の訂正をお願いします。契約期間別内訳、3年～6年未満、件数、面積を0に10年以上の件数17件を18件に、面積：田36,903 m²を田37,904 m²に4項の契約期間3年を10年に訂正をお願いします。件数及び面積：田50,786 m²、畑813 m²、合計24件、面積51,599 m²、契約期間別内訳：6年～10年未満、件数6件、田12,882 m²、10年以上、件数18件、田37,904 m²、畑813 m²となります。

項目毎に説明します。

1項 譲受人：宮崎市佐土原町の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇

番他 2 筆、登記・現況とも田、面積 3,872 m²、9 月から 6 年の使用貸借権の再設定
です。

2 項 譲受人：宮崎市佐土原町の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇
番、登記・現況とも田、面積 1,781 m²、9 月から 6 年の使用貸借権の再設定です。

3 項 譲受人：宮崎市佐土原町の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇
番 1、登記・現況とも田、面積 743 m²、9 月から 6 年の使用貸借権の再設定です。

4 項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番 2、
登記・現況とも田、面積 1,001 m²、9 月から 10 年の使用貸借権の新規設定です。

5 項と 6 項は JA 転貸になりますので、譲渡人、譲受人の順に申し上げます。

5 項、6 項、譲渡人：鹿野田の〇〇、譲受人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇
〇番、登記・現況とも田、面積 3,017 m²、9 月から 9 年の使用貸借権の再設定で
す。

7 項から 24 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似
しておりますので、代表 7 項を読み上げ後は省略します。

7 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他
1 筆、登記・現況とも田、面積 2,287 m²、10 月から 10 年の賃貸借の新規設定で
す。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合してお
ります。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または
養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満た
しております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告
については、9 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項から 24 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方
は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 05 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

3 番 _____

17 番 _____